

県立内原特別支援学校 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

本ガイドラインは、本校が取るべき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方」、「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策」、「登下校」、「学習指導」、「学校給食」、「学校行事」、「放課後等サービス事業所等との連携」、「教職員の勤務における留意点」についての基本的な方針です。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により必要に応じて改訂します。

令和5年6月16日 改訂

県立内原特別支援学校 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

学校においては、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行う保健管理に努める必要があり、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていく。

具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒等の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行うとともに、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

2 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

(1) 各自必要な持ち物

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・(必要に応じて) マスクやマスクケース等

(2) 手洗い

- ◇ 30秒程度かけて流水と石けんでの手洗いを基本とする。(※洗面所等への石けんの確保を徹底する)
- ◇ 石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合には、流水でしっかり洗う。
- ◇ 手を拭くタオルやハンカチ等は、共用しない。
- ◇ 特に、手洗いのタイミングとなる登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食(昼食)の前後などに、こまめに手を洗う。
- ◇ 流水による手洗いができない場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用し、色々なところに触れる「指先」は念入りに行う。
- ◇ 教職員や学校に出入りする関係者にも、手洗い及び手指消毒等を徹底する。

(3) マスクの取扱い

必要に応じて、教職員がマスクを着用する又は児童生徒等に着用を促すことを検討し適切に対応する。

※感染流行時であっても、マスクの着用を強いることのないようする。

(4) 換気

- ◇ 気候上可能な限り、常時換気を行う。(※廊下側と窓側を対角に開けると効率的に換気ができる。窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫をする。廊下の窓を開けることも必要である。)

- ◇ 常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに）数分間程度、窓を全開にする。
- ◇ 窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いる等の対応をとる。
- ◇ 体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ◇ 冷暖房設備使用時においても、換気をすること。
- ◇ 換気により暑さ指数（WBGT）が上昇する場合には、温度のみにとらわれず適切に冷房設備を使用し、熱中症対策にも留意する。
- ◇ 冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、徹底して換気に取り組む。
- ◇ 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童等の校内での保温、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(5) 健康管理

ア 児童生徒の健康観察

- ◇ 家庭で健康観察をし、連絡帳に記入するよう依頼する。
- ◇ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる児童生徒及び教職員は、自宅で休養するよう協力を依頼する。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限する必要はないことに留意すること。
- ◇ 教室入室後は健康観察を行い「健康チェック表」に記入する。（別表2 健康チェック表使用）

イ 体調不良の児童生徒の対応

- ◇ 発熱（37.5℃以上）の風邪症状がみられる場合は、保護者に連絡し、早退を促すとともに症状がなくなるまで自宅で休養することを徹底する。必要に応じて受診を勧め受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ◇ 発熱時の隔離場所は応接室とする。隔離時の児童生徒の看護は最低限の人数で行う。
- ◇ 隔離時に使用した部屋（応接室）は使用後に養護教諭又は看護した職員が消毒を行う。

(6) 出席停止の取扱い

①感染者が判明した場合の対応

児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置を講じる。

【出席停止の期間の基準】（学校保健安全法施行規則第19条第2号チ）

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日を0日目とし、翌日から起算する。
- ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日を0日目とし、5日を経過するまでを基準とする。

※ 学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されない。

- ・ 季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることが可能である。
- ・ 感染者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めない。

②保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

- ・ 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得よう努める。
- ・ 合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等、児童生徒若しくは保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、柔軟に判断する。

(7) 心のケア

ア 養護教諭は教職員に対し、心のケアに関する健康観察のポイントについて周知する。

イ 担任等は児童生徒の健康観察や連絡帳を通して保護者からの生活習慣等の情報を得る。

ウ 校長は必要に応じて校内保健委員会を開き、児童生徒の心の健康状態と今後の対応について関係職員で協議する。(図 1)

エ 校内保健委員会委員の構成は、校長、教頭、事務長、教務主任、部主事、保健主事、該当担任、養護教諭、(支援部長)、(SB 係長)とする。 ※ () は状況によって出席。

オ 校長は、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関に協力を依頼する。

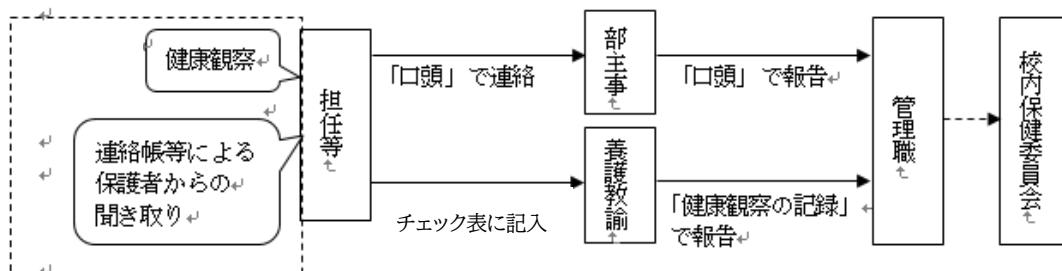


図 1 健康観察から校内保健委員会までの流れ

3 スクールバス利用に関すること

- ・スクールバス運行会社及び乗務員との連絡調整・連携を十分に行い、車内の感染症対策について共通理解を図るとともに、毎日の児童生徒の健康状態の確認及び情報の共有に努める。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、乗車を見合わせる。
- ・手洗いや咳エチケット等の徹底を依頼する。

4 授業

「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に以下の対策等を講じる。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

＜感染リスクが比較的高い学習活動＞

- 【各教科等共通】 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」
- 【理科】 「児童生徒がグループで行う実験や観察」
- 【音楽】 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」
- 【図画工作、美術、工芸】 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 【家庭、技術・家庭】 「児童生徒がグループで行う調理実習」
- 【体育、保健体育】 「組み合ったり接触したりする運動」

5 学校行事

- ◇ 実施方法や内容、感染状況を踏まえた実施時期等について十分に検討し、感染症対策をした上で、学校行事を計画・実施する。

6 給食

ア 準備

- ◇ 適切な換気の確保を行う。
- ◇ 配膳及び後片付け等においては、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、食品衛生上の危害の発生を防止するものであるため、必ずマスクを着用する。
- ◇ 給食前には、必ず流水と石けんでの手洗いをを行う。
- ◇ 着席後に、手指の消毒を行う。
- ◇ アルコールを含んだ消毒液で配膳テーブルや机を拭く。
- ◇ 配膳前に給食の配膳を行う教職員や給食当番は健康観察を行い、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある場合には、配膳担当を代える。
- ◇ 配膳を行う担当者は、衛生的な服装を徹底する。
(エプロン、三角巾、マスク、使い捨て手袋の着用)
- ◇ トレイに乗せられた一人分の食事を受け取る時は、会話をせずに、可能な限り間隔を空けて一人ずつ順番に受け取る。

- ◇ 盛り付けの際は、同じトング等の使い回しをしないよう担当者を決める。

イ 会食時

- ◇ 会食時は、十分な間隔を空けるなどの座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう注意する。
※児童生徒の実態に応じてエプロン等を着用する。

ウ 食後の後片付け等

- ◇ 食器等の後片付けを行う際には、人との間隔を十分に空けて行う。
- ◇ 片付け後は、手洗い、手指の消毒、配膳台や机の消毒を行う。
- ◇ 配膳テーブルや机等は、使い捨てペーパータオルを用いて、アルコールを含んだ消毒液で拭く。

エ 歯みがき（茨城県歯科医師会資料参照）

- ◇ 歯みがきの際は換気を十分行う。
- ◇ できる限り口を閉じて歯みがきを行うよう指導する。
- ◇ 廊下の水道を使用する際は、各クラスで連携し、混雑を避けるようにする。
- ◇ すすぎは少量の水（およそ 10ml）でブクブクうがいを 1～2 回程度とし、吐き出す際はできるだけ低い位置でゆっくりと出すように心がける。
- ◇ 歯ブラシの水洗いはできる限り児童生徒本人が実施するよう指導し、他の児童生徒の歯ブラシと接触しないよう、距離をあけて十分に乾燥させる。
- ◇ 水道の衛生を保つようにする。

7 放課後等デイサービス事業所等との連携

- ◇ 学校における感染症対策について説明し、放課後等デイサービス事業所職員にも健康状態の把握徹底の協力を得る。
- ◇ 下校前には検温し、健康状態について申し送りをするとともに、発熱等の症状がある場合には、保護者の迎えまで学校で対応する。
- ◇ 児童等の実態に応じた手洗いや咳エチケット等の感染症対策への指導・支援方法等についての情報を共有し、共通理解を図る。

8 教職員の勤務における留意点

- ◇ 教職員においては、児童等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組む。
- ◇ 毎朝の検温や風邪症状等確認などの健康管理に取り組む。
- ◇ 風邪症状等の教職員が休暇を取りやすい職場環境を整えるとともに、出勤できない教職員が多数生じた場合を想定した指導體制等を検討する。

9 新型コロナワクチンに関する留意点

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われており、児童生徒等に対するワクチンの接種は、本人や保護者の判断が尊重されるべきものである。

教職員については、教職員の安全の確保とともに、教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要である。

一方で、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されない。

また、身体的な理由や様々な理由によって接種を受けることができない人や望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求める。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する出欠の取扱いについては、原則は「欠席」とする。

<参考資料>

○令和2年3月24日付元文科初第1780号

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）

○令和2年5月1日付2文科初第222号

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

○令和2年5月21日付事務連絡

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）

○令和2年5月21日付事務連絡

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

○令和2年5月22日付事務連絡

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

○令和2年5月22日付事務連絡

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）

○令和2年5月31日改訂

県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」

○令和2年6月16日付事務連絡

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）

○令和2年6月19日付2文科初第451号

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）

○令和2年6月19日付事務連絡

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について

- 令和2年8月6日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6Ver.3）
- 令和2年9月3日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3Ver.4）
- 令和2年10月31日改訂
県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」
- 令和2年12月3日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）
- 令和2年12月8日付2文科初第1327号
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
- 令和3年4月28日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）
- 令和3年5月14日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）の一部追記について
- 令和3年5月28日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）の一部修正について
- 令和3年5月31日改訂
県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」
- 令和3年6月10日付特教第329号
「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
- 令和3年8月27日 文部科学省健康教育・食育課事務連絡
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナの感染が確認された場合の対応ガイドライン」
- 令和3年9月17日改訂
「県立内原特別支援学校「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
- 令和3年11月25日 事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について
- 令和3年12月14日付特教第993号
「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
- 令和4年3月30日付特教第1441号
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン
のオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」

- 令和4年1月31日付け事務連絡
『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について
- 令和4年3月17日付け事務連絡
オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について
- 令和4年4月1日 事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について
- 令和4年7月25日付け事務連絡
濃厚接触者の待機期間の見直し等について
- 令和4年9月7日付け事務連絡
新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について
- 令和4年11月29日付け事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
- 令和5年5月30日付け特教第200号
「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂について